

注(1) 満年齢の唱え方が始まったのは、昭和25年以後のことで、次の法律が施行されたためである。「年齢のとなえ方に関する法律」（昭和24年5月24日法律第96号、25年1月1日施行）に『この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によって言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治35年法律等50号）の規定により算定した年数（一年に達しないときは、月数）によってこれを言い表わすことを常とするように心がけなければならない。』と規定してある。「年齢計算ニ関スル法律」（明治35年12月2日法律第50号）の規定とは、『年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス』とあることである。

注(2) 律令制で官位を称する際、官職と位階が相当せず、位階が官職より高過ぎる場合、位階と官職名の間に「行」の語を挿入した。従四位下の官位相当は近衛中将である。綱宗の場合位階が高く官職が低いので、このように「行」が入っているのである。この反対の場合、即ち官職の相当位が位階より高いときは、位階と官職の間に「守」〔しゅ〕を挿入する。官位・官職相当の場合は、そのまま書き下す。「令義解」〔りょうのぎげ〕選叙任用内外官の条に『凡任内外文武官而本位有高下者。若職事卑為行。高為守。』とある。

資料 義山公治家記録卷之3

雄山公治家記録卷之下

13. 天満宮の榴岡への移遷について

問 榴岡天満宮の社前の説明板に『慶安三年東照宮の創建と共に東隣に移動し、寛文七年七月二十五日この地に遷宮された』とあります。ところが「仙台市史」第7巻を調べますと『慶安三年(1650)東照宮造営の為め本社を城東躑躅が岡に遷した』と記してあります。遷宮の年月日は、どちらの方をとるべきでしょうか。

答 天満宮の榴岡移遷については、同社の説明板の方が正しく、「仙台市史」の方は誤りでありませう。これを確証付ける最有力な資料に、「奥羽観蹟聞老志」（佐久間洞蔽。享保4（1719））の記事と、「寛文三・七年〔1663～67〕製作仙台古地図」（旧第二高等学校蔵）・「寛文四年〔1664〕製作仙台御城下絵図」（伊達家旧蔵）の図示とがあります。まず、「奥羽観蹟聞老志」の著者佐久間洞蔽は、承応2年〔1653〕生れ、元文6年〔1736〕歿、まさに、ここで問題としている時期と同時代⁽¹⁾に生きた仙台の碩学で、この書の記述の信頼性は絶対のものといえます。すなわち、同書巻之6に『菅神廣号照星閣……往時在宇多郡八幡崎相伝……天延二年〔974〕庚〔正しくは甲〕戊平持村者所勧請也後……文永元年〔1264〕甲子島津某者移之宮城郡国分荘小俵村玉崎山中⁽²⁾玉崎或作玉手崎又⁽²⁾称玉田崎古玉田也

百六代後奈良帝天文十三年〔1544〕癸卯〔正しくは甲辰〕白石参河守宗明者再興之爾後百八代後陽成帝慶長十六年〔1611〕辛亥我黃門君新致修造焉百十代本院寛永十七年〔1640〕庚辰忠宗君以四十二厄歳復新建立百十一代後光明帝慶安三年〔1650〕庚寅偶会東照宮經營之事仍移其東至寛文七年〔1667〕丁未七月少将綱宗君遷之榴岡新造……』と明記しています。このことを、更に一層確実にするものが、上に挙げた絵図面であって、東照宮と並列してその直ぐ東隣に「天神宮」が図示してあることでもあります。以上の通り、天満宮は慶安3年〔1650〕旧社地の東隣に移され、旧社地の東隣から更に寛文7年〔1667〕に至って、榴岡の現在地に移転したのであることが明らかであります。

上掲のほか、正しい記述、すなわち二転説をとっているものは、次の通り絶対多数であります。

1. 「仙台鹿の子」〔元禄8（1695）。寛文7年（1667）より28年後〕

『躑躅か岡天神宮は寛文七年七月廿五日に東照権現の地内より移し玉ふ（鈴木省三按）天神宮…東照宮の東の方なり寛文七年七月廿五日今の躑躅ヶ岡に移したまふなり』

2. 「仙台萩」〔享保8（1723）〕

『躑躅ヶ岡天神 綱村公御代寛文七年七月二十五日に東照宮地内より移し給ふなり。本天神は東照宮権現の東脇なり。此の社南向にして大木茂り、いみじき社なりしか権現社狭きゆゑ躑躅岡へ移す。今は其の跡東照宮の地内となるなり。』

3. 「残月台本荒萩」〔享保8（1723）〕

『天神社 当社躑躅岡に建給ふは。寛文七丁未年七月廿五日に。忠宗公〔誤り〕東照宮社の東に有しを。躑躅岡へ移し給ふ。』

4. 「封内名蹟志」〔佐藤信要〔のぶあき〕。寛保元〔1741〕〕

『菅神廟 号照星閣城下東山榴岡に有。往時宇田郡八幡崎に在天延二年平持村の勧請する所なり文永元年島津氏国分荘小田原邑玉崎の地へ移し天文十三年白石参河守宗明再起之慶安三年東照宮經營之時地を東林に移せしを寛文七年綱宗君山榴岡に遷し給ひ新社祠爾後多年植る所の梅樹数百根春初十里の薫風に薫す。』

5. 「封内風土記」〔田辺希文。明和9〔1772〕〕

『……慶安三年移社於東林⁽⁵⁾日之_{旧天神}。而造宮東照宮於其社地。……寛文七年丁未七月二十世肯山君卜地於躑躅岡新營本社。観蹟聞老志。名蹟志。共曰。……希文按。……其所記。……不合。且人名亦異。而以肯山君為雄山君。姑記之。以備参考。』

6. 「仙台北城下絵図の研究」〔阿刀田令造。昭和11〕

『二、仙台北城下絵図、寛文四年製作、伊達伯爵家所蔵……寛文七年に榴ヶ岡に移った天神社がまだ小田原にあり……』

7. 「美やきの志をり」〔庄子正光。明治21〕

『菅神廟……慶長十六年我が黄門君新らたに修造す寛永十七年忠宗君六七の厄歳を以て復た新に

建立す慶安三年偶々東照宮経営の事に会す仍て其の東林に遷す寛文七年七月綱宗君之れを当地〔榴岡〕に移して新造す』

8. 「仙台案内」(庄子輝光。明23)

『菅神廟……慶長十六年我が黄門君新らたに修造す寛永十七年羽林〔うりん〕忠宗君四十二厄歳を以て新たに建立す慶安三年偶々東照宮経営の事に会す依て地を其の東林に遷す寛文七年七月少将綱宗君之れを榴岡の当地に遷して新造す』

9. 「仙台市史」(明治41年版)

躑躅岡天満宮(藤原基衡の臣佐藤治信国分の荘を領す、其子基春瑞夢に感じ天満宮を柴田川崎より国分小田原玉手崎(東照宮の^{××}左)に遷せり、……忠宗君慶安中東林(旧天神の地)に移し綱宗君寛文七年今の地に移す。夜の星と称する垂糸古桜も亦移す。)

10. 「宮城野」(斎 洛花)

『城東天満宮 伊達政宗……慶長十六年、新たに宮社を造営し……義山公二世忠宗公寛永十七年再び之を造営し……慶安三年社を東林に移し、其社地に東照宮を建立し、東林を旧天神と称せり。其後綱村公榴ヶ岡鞭楯〔むちたて〕の古趾に遷座せしものにて、新たに本社を営み……』

11. 「小萩ものがたり」(藤原相之助。昭和8)

『天神社は慶安三年までは、今の東照宮の森、即ち玉手崎に鎮座せられたのですが、同年そこに、東照宮の御宮を建てることになったので、天神社をその東方に移したのですけれども、寛文七年に至り、更にそれを躑躅ヶ岡へ移したので……』

12. 「仙台東照宮創建と藩主の参拜」(豊島三郎。昭和11「仙台郷土研究」第6巻第6号の内)

『慶安二年……八月十七日東照宮普請始を行った。……然るにこの地には天満天神社があった。これを他へ御移ししなければならぬので、翌慶安三年三月より其の東方に天神社の造営を開始し、六月廿七日遷座式を行った。』

13. 「国分ものがたり」(藤原相之助。昭和15「仙台郷土研究」第10巻第10号の内)

『松森台の国分の居館は、後に東照宮を勧請した玉手崎のところにあった。そして文治〔1185～90〕以前より国分荘の鎮守として祭ってあった天神社は居館の乾〔いぬい〕(後の一本松)に聳えあり、且朱を塗り立てたのが遠くから見えるので赤塔天神と呼ばれ、その丘下には別当寺の大照寺(後に天照寺)というのがあった。近年その寺址から碑石の発掘せられたものがあつた。国分家衰亡の後赤塔天神も衰へ、別当寺は退転した。慶長六年の伊達家文書に

任佗言弓弦五百筋毎年可上由申候付而

普請丸諸役免許候者也仍如件

慶長六年九月七日 政宗黒印

小田原天神別当

と見える。別当寺の天照寺は廃寺となった為め、修験の光善院が天神別当となり、初めは台の原

長命坂、後には今の小松島の辺に移り南光坊と号した。この南光坊は代々小笠原流の弓法に精しく其製する弓弦を南光弦と言った。政宗公の時、年々五百筋の南光弦を献ずることを申出て普請夫丸諸役を負せられることとなったものと見える。此頃までは廃朽はしても天神祠はあり、別当も居たことが知れる。慶長十六年に至り政宗公は天神社を今の東照宮の場所に再興せられたが、ここは元と国分家の居館跡だった。此時は天神の霊像も、菅神真筆の宝物も失はれて、唯内陣の御厨司のみであったらしい。忠宗公の時、東照宮をここに勧請して来た為に、天神祠を其東隣の地に移し、綱村公の時、更に之を榴ヶ岡に移したが、寛政〔1789～1801〕中島田丹右衛門といふ人が国分時代の赤塔天神の蹟から、天神像を発掘して之を堤町の寺に納め寺の鎮守としたのが今の堤町天神だといふ。』

14. 「榴が岡をめぐる人たち」(分水山人。昭和31年11月24日毎日新聞所載)

『現に東照宮北方の小高い丘の一本松を古天神と呼び、……また東照宮の東北裏に元天神と称する地名もある。郷土史家藤原非相庵氏の著「小萩ものがたり」によると、最初古天神にあったのが東照宮〔の社地となっている所〕に移され、承応〔慶安の誤〕三年二代藩主忠宗が東照宮を玉手崎に勧請したので、元天神に移し、寛文七年綱村が榴が岡に移したものである。』

15. 「東照宮をめぐる人たち」(分水山人。昭和32年1月9日毎日新聞所載)

『かつては今、榴が岡の一隅に鎮座する天神社(天満宮)が古天神の丘からここに遷され、しばらく祀られてあったが、慶安元年〔三年の誤り〕仙台藩主忠宗公が、東照宮の造営を幕府から許された時、これを東隣の東林、すなわち元天神といま呼ばれている地に一時遷座したのである。その後、寛文七年四代藩主綱村の時代に、今の榴が岡の地に再び遷宮したのである。』

16. 「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助)

『寛文7年7月25日(1667) 天神社を小田原玉手崎東林より躑躅岡に遷宮す。』

17. 「郷土史仙台耳ぶくろ」(三原良吉)

『平安時代、この辺〔杉山台ノ原〕一帯は佐藤基治の所領であったといい伝え、基治は基衡の時代に一本松の近くに天満宮を建てたという。慶長六年に政宗公が仙台城を築城した時、この天満宮の社地から建築資材として百本のケヤキを伐採したという。公は仙台城完成後、その奉斎のため基衡〔治〕創建以来の天満宮を今の東照宮の地、玉田ヶ崎に移して新に社殿を造営した。玉田ヶ崎村は仙台七崎とも称したので、これを玉手崎天神とも呼んだ。慶安二年、忠宗が玉田ヶ崎に東照宮を造営するに先立って、これを東林に遷宮し、さらに伊達騒動最中の寛文七年、当時品川邸に隠居中の三代綱宗が、かつてこの天神に所願の事があって、亀千代に命じ三たび遷座したのが榴が岡天満宮である。一本松の近くに今も元〔古〕天神という地名が残っているのは基治の建てた当初の天満宮の地であろう。』

18. 「榴岡と宮城野の民俗」(仙台市歴史民俗史料館)

『榴岡天満宮 玉手崎(東照宮の地)に天神社が建立された。慶安三(1650)年、東照宮の創建

とともに東隣地に移動し、寛文七（1667）年七月二十五日……天満天神としてこの地に遷宮された。』

これに反し、「仙台市史」第7巻は、次のように誤まり記しています。そのP. 240に『天神社（躑躅ヶ岡）……藩祖伊達政宗の仙台築城の際、同社の社木数百株をその用材とした報塞〔賽の誤〕として慶長十六年（1611）新に社殿を造営し、祭田六石の地を寄附し祭典料として粟米三石を供するを恒例とした。二代忠宗、寛永十七年（1640）再び修理を加え、慶安三年（1650）東照宮造営の爲め本社を城東、躑躅^{××}が岡に遷したのが現在の社地で、旧地は本天神山と称する。その後綱村釈迦堂経始に当り新に神殿・拜殿・神饌所・神楽殿・華表等を建て、結構荘嚴、輪奐の美を極め、神器一切備わらざる無く、扁して「照星閣」と称した。』またP. 241に『東照宮……往古天神社を祀ってあったが、これを榴ヶ岡に移してその跡地に本社〔東照宮〕を造営した。』また、「宮城県史」第16巻の中にも、『榴岡天神社……慶安三年（1650）東照宮建立に際してここ〔榴岡〕に遷された。寛文七年（1667）三代藩主綱宗の意志によって改築されたが……』と記されています。このほかに、誤った記述をしているものに、「囊塵埃捨録」（遠猪走道知〔おいはみちとも。大場雄淵〕文化8〔1811〕。「仙台叢書」第7巻の内）や「宮城県百科事典」⁽⁹⁾（河北新報社編）があります。これらの誤まりは、「伊達治家記録」の記事のみによったためで、しかもこれを不用意に解釈した結果であります。また、そうしたものの孫引によったためのものであります。

「義山公〔忠宗〕治家記録」巻之7には、『慶安三年庚寅 六月廿七日巳酉。仙台御城下小田原天満天神社御造営成就。此夜丑刻御遷座。……是天神ノ社地ニ東照宮権現ヲ御勸請御建立ニ就テ、天神ノ社地ヲ其東ニ移サレ、去ル三月ヨリ御造営アリ。』とあり、「肯山公（綱村）治家記録」前編巻之4は、『寛文七年丁未 十二月癸丑九日卯。此日於仙台父君ヨリ天神宮建立社領加増ヲ願ヒ玉フ、因テ本領六百文ニ此度一貫四百文加増、都合二貫文ニ成シ賜フ、奉行奉命。』とあります。更に入念に当時の城下絵図資料に当ることなく「義山公治家記録」にある『其東』を『東照宮の東＝榴岡〔実は南方〕』と誤解して「肯山公治家記録」の『天神宮建立』の事項に直紹してしまったことに、誤まりの原因があります。東照宮の造営と天満宮移遷とは同時発進の関連工事であり、されればこそ、天満宮造営奉行柳生権右衛門らは東照宮造営小奉行兼帯であります。至近の東隣を天満宮の社地に選んだのが順当で、遠隔で、当時まだ未開の榴岡に移遷先を選定するなど、あり得ないことであります。榴岡一帯の開発は、仙台北下拡張の第3次（最終）事業として、延宝〔1673～81〕年間に入ってからのことでした。ちなみに、天満宮遷宮の9年後の万治2年〔1659〕に始まる忠宗廟造営と、その敷地にあった虚空蔵堂の移遷も、全くこれと同様の関連工事で、惣奉行原田甲斐宗輔も兼帯、移遷先もさして遠くはない愛宕山を選定しております。

注(1) P. 195の注(9)参照

注(2) 廂は廟の古字。

注(3) 後水尾上皇。

注(4) 通称善左衛門。郡奉行萱場高寿配下の郡方目付であったが、佐久間洞巖の門に入り学才があった。上司萱場高寿から封内名蹟志の編集を命ぜられた。師洞巖の指導を受けながら稿を進めたが、完成直前洞巖が歿したので、以後、洞巖とは遊佐木齋門の学友、儒官高橋玉齋の校訂を得て藩府に献じ賞賜を受けた。「封内名蹟志」は、佐久間洞巖の「奥羽観蹟聞老志」の誤謬を正し、記事を簡潔にしたもので、寛保元年〔1741〕の高橋玉齋序の中で、この書は修史家を裨益するところ少からず。と賞揚している。

注(5) P.58の注(2)参照。

注(6) 戊亥の方角。北西。

注(7) 「奥陽名数」(杜撰子。弘化2〔1845〕)に『鴉崎、茂ヶ崎、藤ヶ崎、鹿島崎、駒ヶ崎又松ヶ崎、玉田ヶ崎又田哥ヶ崎、青葉ヶ崎 又曰大崎、藤ヶ崎、茂ヶ崎、鹿島崎、巴崎、月見崎、青葉崎』とある。「新撰陸奥風土記」巻之1(保田光則)も同前。

注(8) P.208～211の「87冥想の松か瞑想の松か」参照。

注(9) 『天神宮……寛永十七年〔誤り〕に。大年寺殿青山公。小俵村玉崎より比躑躅が岡に移し給ひて。高大に造立ありて。……』。大場雄淵についてはP.14の注(2)参照。

注(10) 『……1650年(慶安3)東照宮建立のため社地は躑躅岡(榴岡)に移される。』

注(11) 午前2時頃。

注(12) 品川邸に隠居中の綱宗。この時綱村8歳。

資料 奥羽観蹟聞老志(佐久間洞巖)

寛文三・七年製作仙台古地図

寛文四年製作仙台御城下絵図

仙台城下絵図の研究(阿刀田令造)

14. 組 抜 と は 何 か

問 組抜とは、どのような役職をいうのですか。

答 組抜とは、「くみぬけ」といい、農工商の階級の者で、特別に凡下扶持人〔ほんげふちにん〕の待遇を与えられたもののことです。伊達家では、士分以外の下級家臣を、凡下扶持人と総称しました。身分と給与の点から、このような呼び方をされるようになったのであります。凡下扶持人には、旗元足軽・足軽・小人・同心・坊主・餌差〔えさし〕・諸職人等の職種が含まれ、職務上、それぞれ組単位に組織編成されていました。ところが、献金や功勞のあった民間人に対する恩賞として、